

育児・介護休業法などの改正により、平成 29 年 1 月から、新たに妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント（マタニティハラスメントなど）の防止措置を講じることが義務付けられるとともに、令和 2 年 6 月に改正された『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』が施行され、事業主に対してパワー・ハラスメントを防止するために必要な措置を講じることが義務付けられました。平成 30 年に作成した『田布施町職員ハラスメント防止に関する要領』を、改めて『田布施町職員のハラスメントの防止等に関する要綱及び指針』として整備しました。

■主な改正概要

- ・ 町長、職員および管理監督者の責務を明確化
- ・ ハラスメント防止の指針などを明確化
- ・ 相談および調査に協力した労働者に対する不利益取り扱いの禁止
- ・ 職員が他社の職員にセクハラを行った場合または受けた場合、他社と連携・協力して対応

■ハラスメント防止の基本指針

- ・ ハラスメントの被害者への配慮およびハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、すべての職員が個人として尊厳が尊重され、快適に働くことができ、職場環境を確立します。
- ・ 田布施町は、ハラスメントのない、また、すべての職員が互いに尊重し合える、安全で良好な職場づくりに取り組んでいきます。
- ・ 田布施町は、差別的言動、暴力行為、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの個人の尊厳を損なう行為を行いません。

【 6 月は外国人労働者問題啓発月間です 】

外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。詳細は、ハローワークへご相談ください。

◇問合せ先 ハローワーク柳井
☎ 22-2661

■ハラスメント通報・相談窓口

◇内部通報・相談窓口 総務課

☎ 52・5802

FAX 53・0140

E-mail koueki@town.tabuse.

yamaguchi.jp

◇外部通報・相談窓口

弁護士法人中山修身法律事務所

〒753・0073

山口市春日町2066・1

藩庁門ビル2階

☎ 083・923・5240

FAX 083・922・8768

E-mail n-osami@ninus.ocn.

ne.jp

※詳細は、町ホームページをご覧ください。

放送大学山口学習センター入学生募集

放送大学は、令和3年10月入学生を募集しています。

10代～90代の幅広い世代、約9万人の学生が大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

テレビによる授業だけでなく、学生は授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。

歴史・文学・心理学・福祉・経済・情報・自

然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

◇令和3年10月出願期限

・第1回 8月31日(火)

・第2回 9月14日(火)

※資料を無料で差し上げています。希望する人はお問い合わせください。

◇問合せ先 放送大学山口学習センター

☎ 083-928-2501